

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和5年12月12日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 2時07分

出席者 委 員 委員長 白石幹男
川田俊介 浅野貴之 内海まさかず
青木一男 松本喜一 梅澤米満
議長 中島克訓
傍聴者 小太刀孝之 市村隆 雨宮茂樹
小平啓佑 大浦兼政 針谷育造
大谷好一 小久保かおる 針谷正夫
広瀬義明 氏家晃 福田裕司
大阿久岩人 小堀良江 関口孫一郎

事務局職員 事務局長 白井一之 議事課長 森下義浩
課長補佐 佐藤優 主 査 村上憲之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	大豆生田	雅	志
保健福祉部長	首長	正	博
子ども未来部長	小川		稔
市民生活課長	茅原	節	子
交通防犯課長	高久	一	典
保険年金課長	臼井		司
環境課長	福田	欽	也
斎場整備室長	安塚	欣	也
クリーン推進課長	糸井	孝	王
人権・男女共同参画課長	渡辺	由	夫
福祉総務課長	田中	典	行
福祉総務課主幹	江田		曉
障がい福祉課長	鈴木	正	之
高齢介護課長	寺内		均
地域包括ケア推進課長	江面	健	太郎
健康増進課長	毛塚	裕	子
子育て支援課長	神長	利	之
保育課長	松本	佳	久

令和5年第5回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和5年12月12日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第128号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第109号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター長寿園）
- 日程第 3 議案第110号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター泉寿園）
- 日程第 4 議案第111号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター福寿園）
- 日程第 5 議案第112号 指定管理者の指定について（栃木市いまいずみ児童館）
- 日程第 6 議案第113号 指定管理者の指定について（栃木市そのべ児童館）
- 日程第 7 議案第 89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第 8 議案第 90号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 91号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 92号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 93号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第12 陳情第 3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情書
- 日程第13 陳情第 4号 国の2024年度介護保険制度改正にあたり現在審議会で進めている介護保険制度改正案の抜本的な見直しを求める意見書の提出を栃木市議会に要請する陳情
- 日程第14 陳情第 5号 高齢者介護や障害福祉を支える職員の処遇改善のために、介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（白石幹男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（白石幹男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（白石幹男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第128号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ご上程をいただきました議案第128号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、令和5年第5回栃木市議会定例会議案書及び議案説明書（その2）の1ページから5ページ、議案説明書は6ページから10ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが議案書及び議案説明書（その2）の6ページをお開きください。提案理由であります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1としまして出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額に係る規定を加えること、2といたしまして出産被保険者に係る届出に係る規定を加えることとあります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、7ペー

ジ、8ページをお開きください。栃木市国民健康保険税条例第23条は、国民健康保険税の減額の規定でありまして、第23条に出産被保険者に係る減額に係る1項を加え、第3項とするものであります。第3項、国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額、当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額……失礼します。ちょっと座って説明いたします。

○委員長（白石幹男君） どうぞ。長いからいいですよ。

〔「全部読むと……」と呼ぶ者あり〕

○保険年金課長（白井 司君） では、括弧は読まない、まとめるということですか。

○委員長（白石幹男君） どうぞ、お好きなようにやってください。

○保険年金課長（白井 司君） それでは、すみません。（2）からいきます。

（2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、当該出産被保険者につき第5条に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

（3）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

（4）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、当該出産被保険者につき第7条の2に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

（5）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額、当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前……恐れ入ります。次の9、10ページをお開きください。産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

（6）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額、当該出産被保

除者につき第9条の2に規定する被保険者均等割額（第1項第1号オ、同項第2号オ又は同項第3号オに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を加えるものであります。

次に、出産被保険者に係る届出の規定でありまして、第24条の2の次に第1条を加え、第24条の3とするものであります。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3、国民健康保険税の納税義務者は、その世帯に出産被保険者が属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号。

（3）出産の予定日。

（4）単体妊娠又は多胎妊娠の別。

（5）その他市長が必要と認める事項。

2、前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類。

（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類。

（3）出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類。

3、第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4、第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができるを加えるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが議案書の1ページをお開きください。議案書1ページが制定文、2ページが改正文になります。改正の内容につきましては、先ほど議案説明書によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次の4ページ、一番下段の附則についてですが、恐れ入ります。5ページに移りまして、本条例は、令和6年1月1日から施行するというものであります。

また、改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの

国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは端的にいくと、出産をされる世帯の方に均等割が減額されると。

それに多分伴って、また届出をしなければいけないというふうな条例でいいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） こちらの減額につきましては、出産を予定されている方の所得割額と均等割額を減額するということになります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それが12分の1ということによろしいのでしょうか。それで妊娠している月数を掛けるということによろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 対象者数、世帯になるのかな。これはどのくらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 今のところ11月から3月まで出産予定の方につきましては、21世帯ということで見込んでおります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、年間だと60とか70とかそのくらいを見込んでいるということによろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） ちなみに、一応見込みとしては60から70ということは見込んでおります。参考としまして、出産育児一時金の実績等が参考になるかと思いますが、出産育児一時金の助成件数が令和2年で88件、令和3年で87件、令和4年で64件ということであります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは国民健康保険世帯の方が妊娠をしたときに、保健福祉センターに行って母子手帳とかをもらうのですけれども、それ以外にこれは保険税のほうなので、国保の収税、課税課のほうに行って手続をしなければいけないということなののでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 届出は課税所管のほうに出すということになりますが、まずは妊娠されますと母子手帳を取りに伺いまして、その際にこういったものがあります。もしくは、妊産婦医療の助成の登録の際に、同じようにこういったものがありますので、申請してくださいというようなご案内のほうを考えております。

○委員長（白石幹男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第128号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

なお、執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第2、議案第109号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター長寿園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） よろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第109号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書につきましては50ページ、議案説明書につきましては90ページであります。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の90ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市老人福祉センター長寿園の指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参考条文につきましては、地方自治法第244条の2第6項地方公共団体は、指定管理の指定をしようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることによります。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが議案書の50ページをお開き願います。議案第109号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市老人福祉センター長寿園であります。

指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、代表者、会長、小林一成であります。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

今回の指定でございますが、優良更新制度を利用した更新であります。

以上で議案第109号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 優良更新制度ということは、公募ではなかったということですね。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 公募ではなく、継続の更新という形になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その前は公募でしたでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） その前が5年前の更新になりますので、優良更新ではなく、一般公募の更新という形になっております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 長寿園を社協が指定管理でずっと取っているのは分かっているのですが、公募外だと3年で、公募、競争がある状態だと5年だったと思います。今回は優良更新制度で、前回取って優良だったので3年延ばしますが、この前回は公募だったのかどうかということです。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

- 高齢介護課長（寺内 均君） 前回の5年前の更新は、公募になります。
- 委員長（白石幹男君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 今回の指定期間内で払われる指定管理料は、幾らでしょうか。
- 委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。
- 高齢介護課長（寺内 均君） 令和6年から令和8年までの3年間でございますが、単年度にしますと約4,000万円ぐらいですが、3年度合計しますと1億2,048万円となっております。
- 委員長（白石幹男君） 青木委員。
- 委員（青木一男君） ご説明ありがとうございました。

今回、指定管理制度に対して、タブレットに資料のほうが載っております。指定管理者選定資料というものですけれども、今回、私どもが5つの施設の所管になっておりますが、その中でちょっと何点かお聞きしたいと思います。今回、社会福祉協議会のほうで長寿園を指定管理という形になるかと思うのですが、この中で社会福祉協議会のほうから出されている資料の中で、財務状況がありますよね。この財務状況というのは、どれぐらい重要視されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

- 委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。
- 高齢介護課長（寺内 均君） 財務状況につきましては、適正にその団体が財務ができていないかということを見る面では指定管理をお願いしますので、今後、指定管理がうまく運用できる、途中で運用ができなくなって下りてしまうのではないかとというようなことを鑑みながらするもので、大変重要なものとなっております。社会福祉協議会につきましては、皆様ご存じのとおり、毎年赤字の決算をしているというところでございますが、これを調べるに当たりまして、過去、だんだん赤字の支出、赤字分が減ってきているという状況もございまして、そういったことを鑑みまして、そういったところを中心に見させていただいたというところでございます。
- 委員長（白石幹男君） 青木委員。
- 委員（青木一男君） そうですね。経常利益、当期利益等もかなりちょっと減っているという状況で、厳しい状況かなと思います。

それで、1点だけちょっと指摘させていただきたいのですが、この頂いた資料の中で、財務状況が令和2年度、3年度、4年度が出ております。その中で経常収支比率がありますが、この資料はおありですか。その令和4年度、これが8億8,835万143円で、経常費用が8億991万4,722円ということになっておりますが、経常収支比率、この計算でいくと109.7になるのです。実際ここには91.2%になっておりますが、これはどちらが正しいのかなと思ひまして、この数字はどうかかなと私はちょっと疑問に思ひまして、お尋ねいたします。

- 委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。
- 高齢介護課長（寺内 均君） それでは、確認して報告のほうをさせていただきたいと思ひます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

○委員（青木一男君） はい、分かりました。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私、今回、指定管理の資料を出していただいたのは、すごくありがたいと思っております。昨日は総務常任委員会ですか、多分六コミのほうで、やっぱり社協のほうでの指定管理を検討されているということだったのですが、そういった資料がなかったのです。また、明日ですか、産業教育常任委員会で11の施設で、やはりこの資料が出ます。ですので、ぜひこの所管だけではなく、ほかの所管でもこういった資料を出していただくとありがたいなというふうに思っております。

続けてよろしいですか。

○委員長（白石幹男君） どうぞ。

○委員（青木一男君） それと、この資料の中では、使用料を減額、310円から200円とか100円とかと減額になりますよね。こういった利用者が減っている状況の中で、そういった使用料を安くした場合、減額した場合、運営上支障が出ないのかどうか。経営状況は決していい状況ではありませんので、その辺の関連性というのをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 使用料の減額については、指定管理者の裁量に任せるところもありますが、利用料が少ないことによって経営状態のほう、今少ないのは大丈夫かというような話でございますが、今現状、コロナ禍で人数が減っている状態でありますので、減っていた状態につきましては、お風呂の設備等が停止していたりとか、そういった支出も少なかったもので、運営のほうは特に問題なくいっていましたが、物価高騰により最近、非常に光熱水費等上がっておりますので、使用料の料金の値上げというのも当然考えるべきであります。今回、老人福祉施設、この後に2つほど同じ施設がありますけれども、3施設ございます。片方の施設が上げて、片方の施設が上げないというようなことがなかなか難しいところもありますので、この3施設につきましては毎月1回、施設長会議を開きまして、利用者にご不便のないようにということで料金体制を一定にしたりとか、そういうところもございまして、そういった意味合いを踏まえまして、苦しいところは苦しいというところであるとは思っておりますけれども、同様の施設、同じ性格を持った施設が3施設、栃木市内にはあるというようなところで、指定管理者の方にもご努力いただいて、この金額の設定ということで進めさせていただいております。

○委員長（白石幹男君） そのほか質疑ありませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ちょっと聞きたいのですけれども、理事さんが13名ですよ、監事を含めて。そういった中で任期制というのはあるのですか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 当然理事13名おりますが、任期制がありまして、2年と伺っております。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） そうすると任期制で、定年制はないのですか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 任期制はございますが、定年制は今のところございません。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） そうしますと、現在、若い人で幾つぐらいなのか、年配者は幾つぐらいなのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 一番年齢が上の方については昭和16年ですので、80……

○委員長（白石幹男君） 82ぐらいだっけ。

○高齢介護課長（寺内 均君） 82ですか、すみません。昭和16年ですと82歳。一番若い方で昭和40年ですので、58歳になります。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 民生委員さんは定年制があるということですよ。だからもし社協でも定年制というものを設けてもらったほうがいいのかなんていう、一人で案じたことがありますけれども、その考えはどうでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 社会福祉協議会、別の法人ですから、当然社協の中で理事さんをどういう対象で選んでいくかというのは決めていくような形になりますけれども、現状からすると、各団体からの推薦、そういう形で理事等をお願いをしているというような、そういう状況になっています。これは社会福祉法人、どの社会福祉法人もそうですけれども、法人の理事で、いわゆる役員で定年制を設けているところはほとんどないというのが今の実態という部分のところになりますので、その辺も踏まえながら社協が独自に判断をしていくものというふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 分かりました。

もう一つちょっと伺いたいのですけれども、理事さんというのは年何回で、どのようなことを決めているのか教えていただきたい。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 私自身も理事になっておりまして、私のほうからお答え申し上げますけれども、理事会については平均的に年4回程度開かれております。当然予算の承認、決算の承

認、それと重要物品等の購入、あるいは主要な事務、これを委託を受ける、受けない、そういうこととの関係であるとか、まさに社協の事務執行に必要な部分のところ、これ全部定款で理事会に付議する事項というのは定まっておりますので、それに基づいて運用しているところであります。

○委員長（白石幹男君） そのほか質疑ございますか。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 先ほどの青木議員の質問ですが、109.7か91.2かどちらかという話でしたが、確認しましたところ91.2のほうになりますので、そちらが正しい数字になるかと思いません。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） であれば、これ数字が逆ですよ、多分。多分ではなくて。でないと、この数字にはならないので、ぜひ先ほど、ちょっと厳しいこととお話するようですが、財務諸表、財務状況、結構重要視しているということですので、その辺のチェックをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 質疑はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第109号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第3、議案第110号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター泉寿園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第110号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては51ページ、議案説明書につきましては91ページであります。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の91ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市老人福祉センター泉寿園の指定管理者に株式会社メディカルフィットネスとちの木を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参考条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが議案書の51ページをお開き願います。議案第110号 指定管理者の指定についてでございます。次のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市老人福祉センター泉寿園であります。

指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市野中町533番地、株式会社メディカルフィットネスとちの木、代表者、代表取締役、早乙女勇であります。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

今回の指定でございますが、優良更新制度を利用した更新でございます。

以上で第110号議案の説明を終わります。どうぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回も優良更新ということで3年です。3年での指定管理料というのは、総額で幾らでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） お答え申し上げます。

3年間での指定管理料につきましては、9,474万9,000円となっております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第110号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第4、議案第111号 指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター福寿園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） ただいまご上程いただきました議案第111号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては52ページ、議案説明書につきましては92ページであります。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の92ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市老人福祉センター福寿園の指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参考条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが議案書の52ページをお開き願います。議案第111号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市老人福祉センター福寿園であります。

指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、代表者、会長、先ほどお名前を読み間違えてしまいまして、正しくは小林一成（こばやしかずしげ）様であります。一成（かずしげ）が正しい名称でございます。正しいお名前でございます。申し訳ありませんでした。

指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

今回の指定でございますが、優良更新制度を利用したの更新でございます。

以上で議案第111号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 3年間の指定管理料は幾らでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 福寿園の令和6年から令和8年まで3年間の指定管理料につきましては、9,811万5,000円となっております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第111号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

なお、執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第5、議案第112号 指定管理者の指定について（栃木市いまいずみ児童館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） ただいまご上程いただきました議案第112号 指定管理者の指定

についてご説明を申し上げます。議案書につきましては53ページ、議案説明書につきましては93ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の93ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市いまいずみ児童館の指定管理を行わせる指定管理者に株式会社メディカルフィットネスとちの木を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書53ページをお開きください。本件は、栃木市いまいずみ児童館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市いまいずみ児童館。

指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市野中町553番地、株式会社メディカルフィットネスとちの木、代表取締役、早乙女勇であります。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

今回の指定管理者の指定に当たりましては、優良管理者更新制度により公募外にて更新を実施するものであります。

次に、指定管理料についてであります。いまいずみ児童館に関しましては、この3年間、合計額で2,816万4,000円となります。

なお、令和6年から令和8年度の3か年にかけて、人件費が増加する分を見込んで1年目、2年目、3年目と増加相当分を見込んだ計算となっております。

以上で議案第112号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） そうですね。費用が300万円ほど多いのですけれども、それがどういう要因で、人を増やすという話だったのですか、どういうことをすることで人が増えていくのか、その増加分の要因を教えてください。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 人を増やすのではなく、人件費、それぞれの方の賃金が毎年上がっていくことを想定して計算しております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じ敷地内にある泉寿園のほうでは、それだけ上がっていなかったと思うのですけれども、部が違うから分からないですか。こっただけ上がるという、人を増やして上が

るのではなくて、今いる人の処遇が改善していくことによって上がる金額が年間100万円だということでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 主にそうなります。

○委員長（白石幹男君） そのほか質疑。

青木委員。

○委員（青木一男君） いまいずみ児童館、年間で938万円で、3年で2,816万円ということになるかと思いますが、その中に、先ほどもいただいた選定資料の中に事業収入が2万円とあるのです。これは先ほどの保健福祉部のほうでは10万円、10万円、10万円とあったのですが、この事業収入の内容的なものが分ればちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） まず、この施設は児童館ですので、利用料、使用料等は発生しておりませんので、そういった意味での収入はまずございません。この収入につきましては、共済費に関するものになっております。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 共済費ということは、事業費で何かをやって、その事業をやって得た収入とか、そういうのではなく、共済費というはどういう意味合いなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） すみません、失礼しました。ちょっと私の勘違いでございました。訂正させていただきます。

事業の収入、主に研修会等に関する補助金とか雑収入、そういったものが主になっております。失礼しました。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第112号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第6、議案第113号 指定管理者の指定について（栃木市そのべ児童館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） ただいまご上程いただきました議案第113号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては54ページ、議案説明書につきましては94ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書94ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市そのべ児童館の管理を行わせる指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、54ページをお開きください。本件は、栃木市そのべ児童館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市そのべ児童館。

指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、会長、小林一成であります。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

今回の指定管理者の指定に当たりましては、優良管理者更新制度により公募外での更新を行うものであります。

次に、指定管理料につきましてですが、そのべ児童館の3年間の指定管理料の合計は2,283万円となります。

以上で議案第113号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

青木委員。

○委員（青木一男君） この所管でお話ししている内容かどうか分からないのですが、では今日質問

させていただきます。そのべ児童館が社会福祉協議会、いまいずみ児童館がメディカルフィットネスとちの木という形になっています。先ほど財務諸表を見ますと、一つ一つの施設の財務諸表等が出ていないのです。やはり社会福祉協議会であれば、幾つかの施設を統括しての数字が出ているのです。私は、施設、施設分けて、そういった数字的なものを出すべきではないのかなというふうに思うのですが、多分今までこういった形でやられてきたかと思いますが、なかなか分かりづらい部分があります、私たち議員に対して。やはり指定管理どうなっているのかなといったときに、ちょっとアバウト的な数字しか分からないので、そういった形を今後、取り入れられるかどうかというのをお聞きしたいのですが、この所管でいいのかどうか分からないのですが、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） ちょっと厳しいね、これは。答弁できますか。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 指定管理のほうを総括している所管課と相談させていただきます。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ありがとうございます。

これはちょっとぜひ委員長に要望なのですが、指定管理者選定資料、今回、こういった私どもの所管では5項目、5施設出ています。先ほど言いましたように、明日が11施設ですか、産業教育常任委員会であれば。やはり昨日は出ていなかったのです、総務常任委員会は。だから六コミかな。その件に関して委員長から議長宛てでも結構なのですが、議長いらっしゃいますから、ぜひこういった資料を全所管で出していただければありがたいなというふうに思いますので、これは要望です。やはり指定管理の内容がすごく理解できるかなと思いますので、これはお願いしたいと思います。要望で。

○委員長（白石幹男君） 全体の資料は、提供はしてあるのです。民生の場合は、分かりやすいように民生だけの資料を今回に入れたということ。

○委員（青木一男君） 一応指摘……

○委員長（白石幹男君） 分かりました。承っておきます。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第113号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（白石幹男君） では、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時58分）

○委員長（白石幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第89号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第7、議案第89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。
田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） それでは、よろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、歳出になりますので、補正予算書の52、53ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額1億2,810万3,000円の減額であります。説明欄最後の行、会計年度任用職員人件費（交通防犯課）につきましては、給与改定に伴う変動分を精査し、増額したいというものであります。

なお、以降の会計年度任用職員人件費関係につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。

次のページになります。16目諸費は、補正額4億5,849万2,000円の増額であります。説明欄、防犯事業費につきましては、栃木、藤岡、家中、東武金崎の4つの駅に設置しております防犯カメラ設備の補修工事をするため増額したいというものであります。

次の防犯灯維持管理事業費につきましては、電気料金高騰に伴い、光熱水費を増額したいという

ものであります。

続きまして、次のページになります。国県支出金返還金につきましては、こちらに福祉総務課から保育課まで6個の返還金ということで記載をさせていただいております。こちらにつきましては、令和4年度、それぞれ国、県で交付されました補助金でありますとか負担金につきましては、額が確定しましたことによりまして返還金が生じるため、増額をしたいというものであります。各補助金名称等につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、60ページ、61ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額5,084万2,000円の増額であります。説明欄、職員人件費につきましては総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職に変更が生じることによる差額分、また給与改定に伴う変動分等を精査し、補正するものであります。

なお、これ以降の職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。

説明欄4行目、住民情報管理事務費につきましては、マイナンバーカードの券面にローマ字を表記するため、住基システムを改修する委託料を増額したいというものであります。

続いて、証明書コンビニ交付システム事業費につきましては、マイナンバーカードの普及に伴い、住民票の写しなどの証明書コンビニ交付件数が増加し、当初の見込みを大きく上回っていることから、証明書交付委託料などを増額したいというものであります。

次に、1つ飛びまして、戸籍情報システム改修委託費につきましては、振り仮名記載に係る機能追加が必要となったため、戸籍付票システムを改修する委託料を増額したいというものであります。

続きまして、64、65ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額1億1,615万6,000円の増額であります。説明欄3行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、重度心身障がい者医療費助成等の現物給付に伴う地方単独事業の実施による国庫負担金の減額分について、前年度決算に基づき、その不足分を特別会計に繰り出すため、増額したいというものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計で予算措置をしている広域連合からの受託事業収入などを一般会計に組み替えることに伴いまして、その組替えに係る財源について特別会計に繰り出すため、増額をしたいというものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する市の療養給付費負担金でありまして、額の確定に伴い、増額したいというものであります。

次に、2目障がい福祉費は、補正額2億755万5,000円の増額であります。説明欄、重度心身障がい者医療費助成事業費につきましては、重度心身障がい者医療費助成制度における助成件数及び助成金額の増加に伴い、医療給付費などを増額したいというものであります。

次の障がい者自立支援事業費につきましては、自立支援・障がい児通所等給付費や障害者総合支

援法における報酬改定に対応などするための障害者自立支援給付審査支払等システムを改修する委託料をそれぞれ増額したいというものであります。

次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、障がい者自動車改造助成費の増加に伴い、増額したいというものであります。

次に、3目高齢福祉費は、補正額2,671万8,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰出金につきましては、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国、県、市の負担金が見込みより増えるため、増額したいというものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、防災改修等工事を行う2つの高齢者グループホームに対し、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、補助をするため増額したいというものであります。

次の高齢者日常生活用具購入費等助成事業費につきましては、今年度より助成品目に追加をしましたエアコン購入費助成申請数が想定を上回ったため、増額をしたいというものであります。

次に、4目高齢福祉施設費は、補正額352万6,000円の増額であります。説明欄、老人福祉センター等施設共通管理費につきましては、老人福祉センター福寿園の浄化槽放流ポンプとブロワー修繕のため維持補修費を、また給水ポンプの老朽化に伴う交換工事を実施するため工事請負費をそれぞれ増額したいというものであります。

次のページになります。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額7,077万9,000円の増額であります。説明欄2行目、学童保育事業費につきましては、学童保育3施設におきまして当初見込んでいなかった施設の修繕工事が必要となったため、増額したいというものであります。

次に、1つ飛びましてこども家庭センター開設準備事業費につきましては、令和6年4月のこども家庭センター開設に向け事務室移転等準備のため、増額したいというものであります。

次の民間保育所等一時預かり事業補助金につきましては、保育体制充実のための加算が適用となる園があったこと、また補助単価の増額や利用児童数が当初見込みより多いことにより、増額したいというものであります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育体制強化事業及び家庭保育推進事業を実施する施設が当初の見込みより増加したこと、また保育補助者雇上事業について、対象施設での補助対象経費が見込みより大きかったことにより増額したいというものであります。

次に、3目母子福祉費は、補正額7,191万4,000円の増額であります。説明欄、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費につきましては、こども医療費助成制度における助成件数及び助成金額の増加に伴い、医療給付費などを増額したいというものであります。

次の母子・父子自立支援事業費につきましては、高等職業訓練促進給付金の受給者が当初見込み人数より多かったため、増額したいというものであります。

次に、4目児童福祉施設費は、補正額600万9,000円の増額であります。説明欄、とちぎコミュニ

ティプラザ管理事業費につきましては、重量防火シャッターに誤作動が見られたことから、修繕のための維持補修費と、令和6年度に予定をしておりますはこのもり児童センター等空調設備改修工事について、運動ホールの空調設備新設工事を含む設計業務委託を行うため、委託料をそれぞれ増額したいというものであります。

次に、5目保育所費は、補正額1,621万5,000円の増額であります。説明欄2行目、いまいずみ保育園管理運営費から次のページになります。くらのまち保育園管理運営費までの7つの園につきまして、物価高騰に伴う光熱水費及び賄い材料費等を増額したいというものであります。

次に、6目認定こども園費は、補正額122万円の増額であります。説明欄、認定西方なかよしこども園運営費につきましては、物価高騰に伴う光熱水費及び賄い材料費を増額したいというものであります。

続きまして、72、73ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、補正額2,582万8,000円の減額であります。説明欄3行目、犬猫不妊手術費補助金につきましては、申請者が当初見込みより多かつたため、増額したいというものであります。

次に、3目環境衛生費は、補正額75万円の増額であります。説明欄、生物多様性保全事業費につきましては、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金が当初予定していた申請件数を上回ったため、県との協議の上、県支出金に合わせて増額したいというものであります。

次に、4目斎場費につきましては、財政課所管の旧合併特例事業債（斎場債）整備事業において、当初は起債対象事業費に対し100%の充当を見込んでおりましたが、総務省との協議により90%の充当となったことから、特定財源を減額し、一般財源を増額したいというものであります。

次に、5目公害対策費は、補正額69万円の増額であります。説明欄2行目、公害対策費につきましては、岩舟町小野寺地内の事業場に対し、県が採石法に基づく認可及び指導を行う際の資料とするため、県から騒音測定実施の要請があり、増額したいというものであります。

次に、6目保健施設費は、補正額812万円の増額であります。説明欄、大平健康福祉センター管理運営委託事業費につきましては、空調設備の吹き出し口に結露が生じる事案が発生し、施設運営に支障が生じることから修繕のための維持補修費と、指定管理者から光熱費の高騰に伴う支出増や空調設備更新工事に伴うトレーニングルーム休業による収入減などから、指定管理料変更の申入れがあったため、委託料をそれぞれ増額したいというものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） 続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明をいたしますので、補正予算書38、39ページをお開きください。

14款2項1目総務手数料は、補正額327万9,000円の増額であります。説明欄、住民基本台帳手数料、印鑑証明等手数料につきましては、住民票の写しや印鑑登録証明のコンビニエンスストア等で

の交付件数が当初の予定より増加することが見込まれるため、増額補正するものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金は8,824万円の増額であります。説明欄、障がい者自立支援費負担金につきましては、障害児入所給付費等自立支援事業費の増額に伴い、国庫負担金を増額補正するものであります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、増額補正するものであります。

次の15款2項1目総務費国庫補助金は、1,832万4,000円の増額であります。説明欄3行目、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、個人番号カード交付事務に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次の社会保障・税番号制度システム整備補助金につきましては、住基及びコンビニ交付システム、戸籍システムの改修費に係る国庫補助金を増額補正するものであります。

2目民生費国庫補助金は、2,238万4,000円の増額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障害者総合支援システム改修費及び会計年度任用職員人件費の増額に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金につきましても、会計年度任用職員人件費の増額に伴う増額補正でございます。

次のページになります。説明欄1行目、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、高齢者グループホーム防災改修等工事費補助金2施設分を増額補正するものであります。

次の児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金につきましては、会計年度任用職員人件費に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子自立支援事業費に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、学童保育事業費及び会計年度任用職員人件費に対する国庫補助金の増額補正するものであります。

次の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金につきましても、会計年度任用職員人件費に対する増額補正でございます。

次の子ども・子育て交付支援金につきましては、民間保育所等一時預かり事業に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育対策総合支援事業のうち国庫補助事業に該当する保育士宿舍借り上げ支援事業が実施見込みを下回ったため、国庫補助金を減額補正するものであります。

次の15款3項2目民生費委託金は、補正額17万1,000円の増額であります。説明欄、国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務に従事する会計年度任用職員人件費に係る委託金の増額補

正であります。

次のページになります。16款1項1目民生費県負担金は、補正額4,412万円の増額であります。説明欄、障がい者自立支援費負担金につきましては、障害児入所給付等自立支援事業費の増額に伴い、県の負担金を増額補正するものであります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、県の負担金が見込みより増額となるため、増額補正するものであります。

次の16款2項2目民生費県補助金は、補正額3,817万3,000円の増額であります。説明欄、重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業費の増額に伴い、県補助金を増額補正するものであります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、会計年度任用職員人件費の増額に伴う増額補正でございます。

次の重層的支援体制整備事業交付金につきましても、会計年度任用職員人件費の増額に伴う増額補正でございます。

次の子ども医療対策費補助金につきましては、子ども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業の増加に伴い、増額補正するものであります。

次の子ども・子育て支援交付金につきましては、子育て支援課分については学童保育事業及び会計年度任用職員人件費に対する県補助金を、保育課分につきましては民間保育所等一時預かり事業に対する県補助金をそれぞれ増額補正するものであります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育対策総合支援事業に対する増額補正になります。

3目衛生費県補助金は、補正額180万円の増額になります。説明欄、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金につきましては、クビアカツヤカミキリ被害の拡大により当初見込みより補助申請件数を上回ったため、増額補正するものであります。

次のページになります。19款1款1目国民健康保険特別会計繰入金は、補正額3,135万2,000円の増額であります。前年度に国民健康保険特別会計に繰り出した出産育児一時金等繰出金について、決算額に基づき戻し入れるため増額補正するものであります。

次の3目介護保険特別会計繰入金は、補正額1億1,670万6,000円の増額になります。これは令和4年度介護給付費負担金の確定に伴い、市への返還金が見込みより増額となるため、増額補正するものであります。

次のページになります。21款4項4目雑入は、7,892万円の増額になります。説明欄、キオスク端末設置収入等につきましては、キオスク端末等の設置収入を増額補正するものであります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等につきましては、後期高齢者医療特別会計で予算措置しております長寿・健康増進推進交付金について、一般会計へ組換えすることに伴い補

正するものでございます。

次の後期高齢者医療広域連合委託金等につきましては、後期高齢者医療特別会計で予算措置しております後期高齢者健診事業負担金や高齢者歯科口腔検診事業負担金などの受託事業収入について、一般会計へ組換えすることに伴い増額補正するものであります。

続きまして、債務負担行為の所管関係部分についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが9ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正追加、10段目からになります。10段目及び11段目、生活困窮者自立支援事業業務委託及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託につきましては、令和6年4月1日から業務を委託するため、本年度中に受託者を設定する必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

続いて、12段目、老人福祉センター長寿園管理運営委託、13段目、福寿園管理運営委託及び14段目の泉寿園管理運営委託につきましては、令和6年度から令和8年度の3年間、施設の管理運営を指定管理者に委託するため、指定管理期間中の指定管理料について限度額を設定するものであります。

次の15段目、いまいずみ児童館管理運営委託及び16段目、そのべ児童館管理運営委託につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間、施設の管理運営を指定管理者に委託するため、指定管理期間中の指定管理料について限度額を設定するものであります。

次の17段目、家庭ごみ及び紙類等収集運搬業務委託につきましては、令和6年度栃木市全地域の家庭ごみ及び紙類等の収集及び運搬業務を委託するため、今年度中に委託事業者を選定する必要があることから、限度額を設定するものであります。

次に、11ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（変更）になります。6段目、紙おむつ給付事務委託につきましては、今般の物価高騰を受け、委託料に357万円を追加し、限度額を3,927万円に変更するものであります。

以上をもちまして、補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ご説明ありがとうございました。

67ページのこども医療給付費についてですが、想定を上回ったということでありますけれども、それにしても額が大きいと思います。どのような要因でしょうか。

○委員長（白石幹男君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） お答えいたします。

要因であります。こちら今年度、新型コロナが5類に移行したことに伴いまして、診療件数がかなり伸びておりまして、実はこども医療費では1月から高校生が入ったものですから、同じ月での比較というのは難しいのですが、同じく重度心身障がい者医療費で見ますと、申請件数が約9ポイントほど伸びておりまして、昨年10月末と比べますと約1,000件ぐらいちょっと医療費の申請件数が増えているということで、全体的に医療費が上がっているということで、こちらとしましては肌感覚で感じておるところでございます。

○委員長（白石幹男君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 高校生が対象に含まれるようになりまして、これは高校生が含まれたからとかそういうことではなくて、特定の年齢層ではなく、全体として増えているという認識でよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） そのとおりでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、同じページの上から4段目のこども家庭センター準備事業のことなのですけれども、いろいろとなかなかうまく進んでいないのかなという気がするのですが、現在の進み状況というのは想定内の範囲なのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 今年一年かけまして、こども家庭センターを開設するための準備を進めているところでございますけれども、来年4月1日からオープンということに向けて、庁内でいろいろ検討させていただいて進めているところです。おおむねスケジュールどおりには来ているのかなというところではございます。もっとも、これからさらに細かいところを詰めていく作業が残っておりますので、今後もまた細かく詰めていきたいとは思っております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この時期になって、来年度どうなるのだろうかという不安の声が保護者の方から出てきているのですけれども、その対応というのはできていますでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 個別ケースにつきましては、その方の状況に応じてタイミングを

見て説明をさせていただいているところではございます。まだ説明が十分行き届いていないというような声も聞こえるので、もうちょっと丁寧にさらに説明していかなければならないのかなというふうには感じているところであります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そして、こども家庭センターなのですけれども、これがどのような機能を持つか、この間、説明をいただいたので、大体は3課が集まってワンストップでできるというところなのでしょうけれども、今まである機能を縮小して一つになってしまうのではないかという不安があるのですが、そういうことはないのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 3課ではない、3つの係が集まりまして、縮小するというのではなくて、やり方を変えるというものは出てきます。よりその子供、その家庭に適切な支援が行えるように、3係で検討して支援を実施していくわけですが、やり方を変えるというところがありますので、ちょっとそこを変えるというところをうまく伝わっていないというところもあるのかもしれないというふうには思います。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 同じく67ページです。今のすぐ下の民間保育所等一時預かり事業補助金なのですが、これは2,130万円の補正ということなのですが、こういった今の説明の中では事業費、事業内容がちょっと支援強化、それとあと人数が増加したという理由だったのですが、具体的に詳細をお願いしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 松本保育課長。

○保育課長（松本佳久君） こちらにつきましては、保育園、こども園の預かり保育になるのですけれども、そちらの中で、まず1点が加算の部分なのですけれども、それが受けられる、適用できるという園がございまして、それが全部で6園あったのですけれども、その増額が多くて1,600万円ほどの増額となっております。

もう一点が、子供の人数によってその補助基準額が変わるのですけれども、例えば300人を境に、それ未満ですと260万円、それを超えると300万円というような補助基準額があるのですが、実際所要額、申請額を見ましたら、その上のランクのほうに入っていたという状況なものですから、その部分の増額も入っております。

以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） この制度は、本当に多様化する子育て支援の中で、すばらしい事業だと私は思っております。その中で、様々な要因で預ける家庭が多いかと思うのですが、その傾向的なもの

がお分かりになればお聞きしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 松本保育課長。

○保育課長（松本佳久君） まず、この中では大きく3つに分かれていまして、一般型と幼稚園型と余裕活用型というのがございます。特に人数が多いのが幼稚園型になりまして、これは幼稚園のいわゆる延長保育になります、例えば2時とか3時に帰るところを5時まで預かっていくというような。こちらにつきましては、令和3年度が延べ人数で2万6,000人ほどだったのが、令和4年度の決算で2万9,000人ということで、やはり幼稚園型の伸びが大きくなっているというような状況でございます。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 続けてよろしいですか。

○委員長（白石幹男君） どうぞ。

○委員（青木一男君） 同じく67ページなのですが、いまいずみ保育園管理運営費からおおつか、はこのもり、都賀よつばという形で管理運営費があります。その中で、園によってかなり金額の開きがあるのかなというふうに感じるのですが、都賀よつば保育園ですと182万円ですか、くらのまち保育園ですと、これは10万円ですか、これだけ金額に開きがある理由というのをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 松本保育課長。

○保育課長（松本佳久君） こちらの金額の開きということですが、やはり園の希望とかがございまして。人数の多い園と小規模の園もございまして。それと、昨年、物価高騰の関係で賄い材料費等が増えたものですから、今年度の当初予算である程度見込みで各園とも見ていたのですが、やはりその見込みが適正だったところと、ちょっと足りなかったところもあります。

さらに、食材費関係も全部同じ業者から調達しているわけではなく、各地域で地元の魚屋さんとか、そういうところにも発注している等もございまして、そういう関係でちょっと金額の開きとかもあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） その差が開いたというのは、やはり人数が主な要因だということよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 松本保育課長。

○保育課長（松本佳久君） そうですね。人数もございまして、やはり当初の見込みがちょっと不足していた園もあったというような状況でございます。

○委員長（白石幹男君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 55ページの防犯灯維持管理事業費なのですが、これ維持管理ってどこ

でやっているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 高久交通防犯課長。

○交通防犯課長（高久一典君） 交通防犯課、私どものほうで維持管理をさせてもらっております。

○委員長（白石幹男君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 実は、うちの自治会でも3灯ぐらい切れているのですけれども、そういうのは申請って自治会長が出すのですか、それとも維持管理のほうで調べながら直していくのですか。

○委員長（白石幹男君） 高久交通防犯課長。

○交通防犯課長（高久一典君） 既に設置してある防犯灯につきましては、球が切れているとかそういうものは自治会長さん及び住民の方ですか、私どものほうにご連絡いただければ、私どものほうで器具を取り替えるという工事を行っております。

○委員長（白石幹男君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それは地図とかそういうのをそちらに渡すのですか、場所と。

○委員長（白石幹男君） 高久交通防犯課長。

○交通防犯課長（高久一典君） 電話でのやり取りが多いものですから、場所と、できれば電柱の番号ですか、東電の番号とかをちょっと教えていただければ、私のほうで対応できる状況です。

○委員長（白石幹男君） そのほか質疑。

川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） すみません。61ページの証明書コンビニ交付システム事業費なのですが、これも、これ想定を大分上回ったということだったのですが、想定は何件くらいを想定していて、何件くらいの交付があったのかちょっとお聞きしてもよろしいですか。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） お答え申し上げます。

コンビニ交付につきましては、当初コンビニで住民票が1万3,200、印鑑証明が1万800ほど考えておりました。庁内のキオスク端末と合わせますと、住民票が約1万5,000、印鑑証明が1万3,000ということになっておりましたが、実際にその半分以上になっておまして、住民票については約9,300件、印鑑証明については約7,200件ほど増額補正させていただきたいというものでございます。

○委員長（白石幹男君） 川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） すみません。ありがとうございます。

では、今、結構何か間違いがあったりとかっていろいろ問題になったりはしているけれども、やっぱり住民の方は大分便利だということで、交付しているということで、年代とかっていうところまでは分からないのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） おかげさまで大変多くの方からコンビニで取れるようになって、よ

くなったというお話はいただいています。ただ、年齢については、ちょっとうちのほうでは把握できませんので、その辺は。ただ、やっぱりコンビニを使われる方が多いのかなと。コンビニに行かれても、分からなくて帰ってきたという方とかもいらっしゃるので、その辺については改めて皆様に使い方等を周知していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） 分かりました。ありがとうございます。

最後、要望ですけれども、いろいろマイナンバーカード、騒がれたりもしていますけれども、市民の方は大分やっぱり便利だということだと思しますので、その周知を徹底して行ってもらえれば、さらにもっと住民の方も使いやすくなると思うので、周知のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

梅澤委員。何ページ。

○委員（梅澤米満君） 73ページのクビアカツヤカミキリのことで、75万円今年取っているのですが、これ何本ぐらいに値するのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 75万円というのは、3件分という、1件当たり25万円が最大量でありますので、3件分ということで県との協議、県のほうからの補助金の関係もありますので、この分を増額補正させていただきたいというものであります。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 県からの補助金は幾らですか、何%なのですか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 25万円補助しているわけなのですが、市のほうの支出は5万円で、国と県を合わせて20万円の補助という形で、市のほうがまとめて25万円を市民の皆様にお支払いするという制度になっております。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） クビアカツヤカミキリの予算を計上してから今年で何年目になりますか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 令和2年からこの制度が始まりましたので、2、3、4、5ということで4年目ということになります。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 今の現状は、館林市から佐野市へ入って、栃木市にやってきたということで、今は西方町まで行っていますか、被害木が。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 西方町のほうも入っているという情報は、被害木は認定をしております。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 非常に進みが速いという感じがするのですけれども、私どものところ、藤岡ですけれども、かなり被害が多くて、伐採をしたりいろいろ手をやんでおりますけれども、できるだけ予算を多く取ってもらって、個人で伐採してしまう人もいるのです。その場合は、クビアカツヤカミキリがほかへ移る可能性もあるので、やっぱりちゃんとした駆除をしてもらうということが一番いいのかなと思うので、そのように広報で教えていただければありがたいなと思って、それは要望ですけれども、お願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 要望でいい。

○委員（梅澤米満君） はい。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じく73ページで、これは真ん中で斎場費の部分なのですけれども、いらっしゃいますよね。この斎場はPFIで、本当はプライベート・ファイナンシャル・イニシアチブで、民間がお金出し合ってつくって、それを栃木市が使用料を払うという形だったとは思いますが、地方債が認められないで、2億円も出さなければいけないという状況というのは大変問題だと思うのですが、そこについてどのような経緯でこれだけ追加しなければいけないのかお尋ねいたします。

○委員長（白石幹男君） 安塚斎場整備室長。

○斎場整備室長（安塚欣也君） こちらにつきましては旧合併特例事業債ですが、財政課所管になるのではあります、聞いたところによりますと、一応栃木県を通じまして総務省のほうと協議を以前からしていたわけなのですが、今年度に入りまして総務省から回答があって、90%の起債ということで伺っております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 直接の担当のところでは、ここまでやらないのかなとは思いますが、お金の工面というものは非常に重要なところで、そこをやらずにやっていたというのがちょっと、そこも財政のほうなのかもしれませんが、そんな不確かな状況でやっていたのかなと。今年できましたよね。もう払っているのか、払うのか分かりません。払わざるを得ないとは思いますが、そういう財政についてというか、計画していたのに後から違いますよというふうに言われて、それに一般財源をつぎ込まなければいけないというふうな状況というものは避ける

べきだし、そういうことは能力がないと言われても仕方ないことだと思うのですけれども、それは室長のところではないですか。

○委員長（白石幹男君） 大豆生田生活環境部長。

○生活環境部長（大豆生田雅志君） 私、担当しておりましたので、これはPFIを導入するときに可能性調査という調査を行いまして、その際に、こちらは県を通して国とご相談させていただいております。その当時の担当された国のほうからは、1割をいわゆるPFIで割賦払いをして、残りの9割を今年度支出するわけですけれども、それに対して9割なのか、それとも全体事業費の9割を起債できるのかということは当時お尋ねしまして、県のほうから国の総務省から10割分、今年の9割相当です。今年度支出の9割分全額を起債できますよという回答を当時いただいております。

ただ、それから年数が大分たっておりますので、総務省の判断がここへ来て変わったということであるかなというふうに考えておりますので、決して見込みについては県にお願いしまして、国の回答をしっかりといただいた上で立てた見込みによって予算は立てたということであるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（白石幹男君） いいですか。

そのほか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 9ページになるのですけれども、債務負担行為で下から2段目の家庭ごみ及び紙類収集、実績というか、今年度の予算からするならば結構上がっているなという気がするのですけれども、その要因というものを教えてください。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 主なものとしましては、燃料費等の物価高騰に係る予算の増というような形になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 1割以上上がるということなのですからけれども、これ限度額なので、抑えられれば抑えるということなのでしょうけれども、委託家庭ごみの収集に関しては合特法というのがある、優遇を受けているという批判もあるのですけれども、これ債務負担行為を取って次の来年度のそういう入札をするのでしょうか、公募というか、競争入札ということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 今回、債務負担行為を設定させていただくというのは、令和6年4月1日から業務を委託するために、どうしても今年度中に業者を選定するという必要があるために、債務負担行為の設定をさせていただきました。委託業者の選定につきましては、委員会等を経まして今年度中に決定するわけなのですけれども、これまでどおり随契で契約を進めていきたい

というふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度は次ページなのですが、11ページになるのですが、紙おむつって補正があって3,500万円から3,900万円になるというのは分かるのですが、同時にこっち側にも補正予算、一般会計の中でそういうものがあれば分かるのですが、それはなくて、ここだけ上がってくるというのは、一般会計予算に上げずにここまで使うことができるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 債務負担行為ですので、変更後、ここで承認をいただければ使えるというふうに私どもは考えております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは予算書の作り方というか、考え方になるのでしょうかけれども、一般会計の事業の中で、ここに上がってこないと我々は事業として成立しないと思うのですが、この債務負担行為、変更するだけで事業が変更できるというような状況なのですか。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 内海委員のご質問のところは、令和6年度の債務負担行為の部分のところを修正するというので、令和6年の当初予算で予算計上そのものというものは、これから行っていく。ただ、入札等の作業というものを事前にやらなくてはならないので、今年度の今回の補正で上げさせていただいて、上限額の変更をした上で、2月、3月中に入札をして業者を選定して、そして4月以降執行していくという形の予算になるということになります。

来年度の予算計上に当たっては、今年度と比較しますと紙おむつの場合、1つはおむつ単価が少し上がってきているという、そういう部分のところがあると同時に、各家庭に全部配送いたしますので、配送の燃料費等を考えると、やはりその上昇分というものは見ていかななくてはいけないというようなことで、来年度の当初予算の中でこのような形の金額がこれから計上されてくるということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これ補正前の令和6年度分の債務負担行為というのは、一番初めの当初予算からもう令和6年度分の債務負担行為があって、今ここにあって、今私たちがするのは、令和6年度分の債務負担行為を値上げするかということですね。では、今値上がりしているおむつとかというのは、令和5年の、本年度の予算の中で消化するのであって、ここに書いてあるのは来年度のことをするという事なのですね。分かりました。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 入札をするときに、金額が令和5年度の金額のままですと、もしか

すると不調に終わってしまう。令和6年度は単価が高く上がっていくという部分のところというところの、そういうことも可能性がございますので、今年度、準備事務をやる上では、どうしても限度額を上げた部分のところの金額で準備作業を行うという形になります。ただ、これは上限額でありますので、入札をやった結果として幾らに落ちていくかという部分のところのものについては、まだ未定の部分もございますけれども、物価上昇等を勘案すると、これぐらい増やしておかないとちょっと厳しいかなということで、今回上げさせていただいているということです。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第89号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（白石幹男君） 暫時休憩いたします。

（午後 零時02分）

○委員長（白石幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 続きまして、日程第8、議案第90号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） ただいまご上程をいただきました議案第90号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の15ページをお開きください。それでは、座って説明させていただきます。

令和5年度栃木市国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,607万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億8,865万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたします。ページは128、129ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額75万8,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員人件費につきましては、給与改定に伴う変動分を精査し、必要額を増額補正するものであります。なお、以降の会計年度任用職員人件費関係につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。

次のページ、130、131ページをお開きください。1款2項1目賦課徴収費、補正額198万円の増額であります。説明欄、国民健康保険税賦課事務費、国民健康保険賦課システム改修委託料につきましては、産前産後の保険料減額に係るシステム改修委託料でありまして、必要額を増額補正するものであります。

次のページをお開きください。2款4項1目出産育児一時金につきましては、補正はありませんが、歳入における国庫支出金として出産育児一時金臨時補助金が交付されたことに伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。

次のページ、134、135ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額1億6,357万2,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから不用額を減額補正するものであります。

次のページ、お開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額6,301万2,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付金が決めたことから不用額を減額補正するものであります。

次のページ、3款3項1目介護納付金分、補正額35万5,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決めたことから不用額を減額補正するものであります。

続きまして、142ページ、143ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、

補正額 3 億 69 万 3,000 円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算剰余金及び預金利子を保険財政調整基金に積み立てるため増額補正するものであります。

次のページ、144、145ページをお開きください。8 款 1 項 3 目償還金、補正額 6,810 万 1,000 円の増額であります。説明欄、返還金につきましては、前年度の普通交付金及び特別交付金、保険者努力支援分特別調整交付金等の精算に伴う超過交付分を返還するため増額補正するものであります。

次のページ、146、147ページをお開きください。8 款 2 項 1 目他会計繰出金、補正額 3,135 万 2,000 円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金繰入金等の繰入金について、決算額に基づき精算し、超過分を一般会計に戻入れするため増額補正するものであります。

それでは、続きまして歳入についてご説明いたします。ページは、124、125ページにお戻りください。4 款 1 項 75 目 1 節出産育児一時金臨時補助金、補正額 26 万 5,000 円の増額であります。説明欄、出産育児一時金臨時補助金につきましては、今年度より出産育児一時金が増額になったことに伴う今年度限りの国庫補助金交付分について増額補正するものであります。

次に、7 款 1 項 1 目 2 節その他一般会計繰入金、補正額 607 万 8,000 円の増額であります。説明欄、事務費繰入金、地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、産前産後保険料減額に係るシステム改修費等や重度心身障がい者医療費助成の現物給付に伴う地方単独事業の実施による国庫負担金の減額分について、前年度決算に基づきまして精算し、その不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7 款 2 項 1 目 1 節保険財政調整基金繰入金、補正額 1 億 9,826 万 9,000 円の減額であります。説明欄、保険財政調整基金繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金の繰入金がなくなる見込みのため減額補正するものであります。

次に、8 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金、補正額 3 億 1,362 万 5,000 円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和 4 年度決算剰余金を繰越金として計上するものでありまして、収入見込額に合わせ増額補正するものであります。

126、127ページをお開きください。9 款 3 項 6 目 1 節雑入、補正額 5,437 万 7,000 円の増額であります。説明欄、療養給付費等精算金等につきましては、前年度に概算払いした療養給付費等の精算による返還金で、収入見込額に合わせ増額補正するものであります。

以上で、栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 143ページで、3億円ほど基金に積み立てるとのことなのですが、基金の残高、これ積み立てるとどのくらいになるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） お答えいたします。

現在の基金残高につきましては約27億7,000万円ございますので、こちら3億円を積み立てますと、令和5年度末につきましては30億7,000万円余になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 基金を持っても使わないお金なので、これがどんどんたまっていくという状況はよくないと思うのですが、どういうふうにしていくおつもりでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 現在、国民健康保険運営協議会に基金の残高、あと県で行っております納付金ベースの統一の取組等情報提供いたしまして、保険税率の見直しについて協議のほうをいただいているところであります。ただ、協議のほう、今月ございまして、その際には結論が出るかと思っております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 基金に積み立てる額というものはどのように決まっていくのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 前年度の交付金等を精算いたしまして、あと前年度の繰越金等も勘案しまして、それを全体的に見まして、幾ら積み立てたらいいかというような形で決めております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 一般会計で言うならば、決算の余剰金の半分以上を積み立てるというルールがあるのですが、国保の場合はそういうルールというものはあるのですか。

○委員長（白石幹男君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 同様な決まりはありますが、特別会計ということで、前年度の精算等確定が終わりまして、そこで残った額についてを積立てということでやっております。

〔「全額」と呼ぶ者あり〕

○保険年金課長（臼井 司君） 全額までではありません。次年度の予算の中に必要な額を組みまして、残った額というような形で積立金というふうに予算立てのほうはしているところです。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。3億円積み立てるのですけれども、実際余ったのは何億円余って、そのうち3億円積み立てるといのは分かりますか。

○委員長（白石幹男君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 最終的には繰越金が幾らになるかということと、これから次年度の予算でどのぐらい必要かということで、一番繰越金の額が重要になってくるかと思いますが、すみません、もう一度お答えいたします。

もう一度ご説明いたします。前年度の繰越金から今年度の精算等、安全に必要な、精算に必要な額等を差し引きまして、残りの全額を積み立てるということになります。

○委員長（白石幹男君） いいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第90号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第9、議案第91号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） それでは、座って説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第91号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の19ページをお開きください。令和

5年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,129万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,894万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、160ページ、161ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、補正はありませんが、歳入におきまして後期高齢者健診事業負担金等の受入れを一般会計に組替えすることに伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。共に特定財源でありますことから、予算書の表記はその他ゼロ円となっております。

次の162、163ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額6,100万円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する市の負担額が増加する見込みであるため、必要額を増額補正するものであります。

次の164、165ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費、補正額29万9,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員人件費につきましては、給与改定に伴う変動分を精査し、必要額を増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、158ページ、159ページにお戻りください。1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額2,200万円の増額であります。説明欄、特別徴収保険料につきましては、保険料が増収となる見込みであることから増額補正するものであります。

次に、2目1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分、補正額3,900万円の増額であります。説明欄、普通徴収保険料現年度分につきましても、保険料が増収となる見込みであることから増額補正するものであります。

次に、4款1項1目1節事務費繰入金、補正額7,874万8,000円の増額であります。説明欄、人件費繰入金及び保険事業費繰入金につきましては、歳入における後期高齢者健診事業負担金等の受入れを一般会計へ組み入れることに伴いまして増額補正するものであります。

次に、6款4項4目1節後期高齢者健診事業費負担金、補正額6,431万7,000円の減額であります。説明欄、後期高齢者健診事業負担金及び高齢者歯科口腔健診事業負担金につきましては、歳入における負担金等の受入れを一般会計へ組替えすることに伴い、減額補正するものであります。

次に、4目2節雑入、補正額1,413万2,000円の減額であります。説明欄、後期高齢者医療長寿・健康増進推進交付金及び後期高齢者医療広域連合委託金につきましても、歳入における交付金等の

受入れを一般会計へ組替えすることに伴い、減額補正するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第91号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

なお、執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第10、議案第92号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険
事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第92号 令和5年度 栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の23ページをお開き願います。令和5年度の栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億7,141万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の178ページ、179ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、12節委託費の説明欄、介護保険システム改修事業費につきましては、令和6年4月の介護保険制度の改正に対応するため、介護保険システム改修業務の委託料が増額するため、補正をするものであります。

続きまして、次のページをお開きください。1款3項2目認定調査等費、12節委託費の説明欄、介護認定調査等事務費につきましては、令和4年に実施した新型コロナウイルス感染症対策による介護保険要介護、要支援認定期間の延長措置が影響し、本年度における申請及び調査件数が増加したことにより増額補正をするものであります。

続きまして、182ページ、183ページでございます。7款1項2目償還金、22節償還金利子及び割引料の説明欄でございます。国庫支出金等返還金（高齢介護課）につきましては、令和4年度の介護給付費精算に伴い、国庫負担金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金介護給付費の交付金に返還金が生じるため、増額補正するものであります。

7款1項2目償還金の説明欄2行目、国庫支出金等返還金（地域包括ケア推進課分）でございますが、令和4年度地域支援事業交付金の確定により国及び県への返還金が生じたため、増額補正を行うものであります。

次のページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金、27節繰出金の説明欄でございますが、一般会計繰出金（高齢介護課）につきましては、令和4年度の介護給付費精算に伴い、一般会計から介護保険特別会計への市負担分として繰入れした介護給付費について、繰入れ超過となり一般会計への返還が生じたため、一般会計繰出金として増額補正するものであります。

同じく説明欄2行目、一般会計繰出金（地域包括ケア推進課）につきましては、同じく令和4年度地域支援事業交付金の確定により一般会計への繰出金が生じたため、増額補正を行うものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、補正予算書176ページ、177ページをお開きください。4款2項4目介護保険事業費補助金の説明欄、介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修の事業費に対する補助率2分の1の国庫補助を受け入れるため補正するものであ

ります。

9款1項4目その他一般会計繰入金の説明欄、事務費繰入金は、介護保険事業費並びに会計年度任用職員の人件費及び介護認定審査事務費として増額となるため、一般会計からの繰入れにより増額補正となるものでございます。

9款1項5目低所得者保険料軽減繰入金の説明欄、過年度分につきましては、第1号被保険者の低所得者対策として実施している公費投入による令和4年度低所得者保険料軽減負担金精算に伴い、国、それから県、市の負担金が増額となりまして、一般会計から公費相当分の繰入れを行うため増額補正となるものであります。

10款1項1目繰越金の説明欄、前年度繰越金につきましては、今回の歳入歳出補正の差額を調整するために増額補正したというものでございます。

以上をもちまして、令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 177ページになると思いますが、一番下の繰越金ということで、繰越金、年々増えている感じがするのですが、たしかここも基金を持っていましたよね。そちらに積み立てるとか、そういうことはされるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 介護保険におきまして、基金のほうに積み立てをするようになるかと思っております。現在の積み立ての残につきましては8億1,700万円ほどの積み立てがある状況でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 8億1,700万円ということは、また約5億円ほどあるのですが、それが積み立てていくということですか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 今回の繰越金については、これは使ってしまうので、ございま

せんので、8億1,700万円が現状の基金積立金になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは介護保険を使う場合に、8億円あれば多少下げることができるのかなと思ったりするのですが、そういう考えというのはいないのですか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 議員おっしゃるとおり、積立金というものは数多くあればいいという基金ではございませんので、介護保険の事業計画が3年ごとに行われております。今回、第8期計画が最終年度を迎えまして、来年第9期計画、来年の4月から保険料が改定される時期を迎えます。その保険料改定におかれまして、やはり介護保険料、右肩上がりに少しずつ上がっている状況でございますが、この基金をできるだけ投入して、介護費の上昇を抑制するというような形で使用したいと考えております。

○委員長（白石幹男君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第92号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第11、議案第93号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

江面地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（江面健太郎君） ただいまご上程いただきました議案第93号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の27ページをお開きください。令和5年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,895万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の198ページ、199ページをお開きください。2款1項1目他会計繰出金の補正額は、405万5,000円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金につきましては、令和4年度決算の確定に伴い、歳入超過分返還のため増額したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、196ページ、197ページをお開きください。3款1項1目繰越金の補正額は、405万5,000円を増額するものであります。説明欄の前年度繰越金につきましては、令和4年度決算の繰越額の確定に伴い、増額したいというものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第93号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第12、陳情第3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。

村上書記。

〔書記朗読〕

○委員長（白石幹男君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否など自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言を願います。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私は不採択の立場であります。この前の意見陳述を伺った際には、陳述者が心配をすることはもっともだと思います。何やっているのだと、こういうようなことも心情としては分かります。ただ、行政手続のデジタル化を推進するというこの大きな流れの中でマイナ保険証を導入するということについては、将来的には必要なのだろうと思います。その過程で、個人の情報が誤って入力されていたとか様々な課題があります。それは、国会においても様々な議論を通して改善をするということでありましたので、それは強く強く政府に期待をするところではありますが、大きな流れとしては行政手続のデジタル化の推進、これに基づいたマイナ保険証の導入ということについては、将来的には必要であろうというふうに考えますので、今回の陳情の趣旨は分かるところもありますけれども、賛否ということについては不採択という立場で、私はあります。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も不採択のほうに賛成したいと思います。

今、マイナンバーカードの問題点もありますけれども、しっかり国のほうではそれを何とかして正常に戻したいということでやっております。マイナンバーカードがあれば、印鑑証明でも何でもその一枚で取れるという、非常に便利なカードだと私は思っています。保険証と両方あるというのは非常にやりづらくて、一つで全部できるというのは非常に市民の方々も使いやすい、勝手がいいのかなと思っています。いろいろこれからも問題はあるかもしれないですけども、国のほうにそ

の辺はしっかりやっていただければいいと思いますので、この陳情には不採択ということで、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（白石幹男君） そのほかないですか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 私も不採択の立場であります。先日の意見陳述の中で、私どもの質問の中で、延期とか、それとまた、任意でマイナンバーを取得してはいかがかという質問したときに、任意ではなく、マイナンバーとひもづけは一切しないと。保険証は廃止しないということで、陳述者のそういったご意見を伺いました。私は、現在ですと、マイナンバーと保険証、マイナ保険証、手続されている方が5%ちょっと、現在でまだ少ないということではありますが、既にひもづけされている方。そしてまた、中には、やはり一本化したほうがいいという意見もあるということで、先ほど浅野委員のほうでお話がありましたけれども、デジタル化を目指す日本、他国と比べてもかなり遅れております。ですので、様々な問題等が生じる、制度変更にはそういったものはつきものであるというふうに私は認識しております。それをしっかりと国のほうに対策を取っていただいて、私は今後10年後、20年後、現在ではなく先の時代を見据えた在り方というのを考えていかななくてはならないかなというふうに思っております。私は不採択の立場であります。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私も不採択の方向でお願いしたいと思っております。

マイナンバーカードでコンビニでいろいろと証明書等も取れますし、これからデジタル化の方向に国も世界も動くのだらうと思っておりますので、不採択ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようでございますので、ただいまから陳情第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

{	賛成	内海まさかず
	反対	川田俊介 浅野貴之 青木一男 松本喜一 梅澤米満

○委員長（白石幹男君） 起立少数であります。

したがいまして、陳情第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第13、陳情第4号 国の2024年度介護保険制度改正にあたり現在審議会で進めている介護保険制度改正案の抜本的な見直しを求める意見書の提出を栃木市議会に要請する陳情を議題といたします。

初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。

村上書記。

〔書記朗読〕

○委員長（白石幹男君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否など自由に討議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 採択に賛成であります。

現陳情者のご意見、そして陳情理由にもありますとおり介護現場は疲弊しておりますし、またそれを利用する利用者、家族も、年金だけでは足りない、生活費から家族が補填しているという状況は、まさに保険あって介護なしでありますので、そうした状況をしっかりと国に改善してもらう、それを地方議会から声を上げるということは大変重要でありますので、本陳情には賛成するものであります。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 私も採択の立場であります。

先日も陳述者の意見等、またこういった文書表をちょっと拝見させていただきまして、やはり介護現場の現状というのはなかなか理解できなかったものが理解することができました。今後、2025年問題ですか、団塊の世代が800万人いるという方が75歳以上、そしてまた2040年問題ですか、3人に1人が65歳以上で、85歳以上の人が3割になると。また、単身世帯が4割になるとも言われております。やはり介護制度がなくなったときは、私たちの問題ということになりますので、ぜひこういった介護の制度が崩壊しないようにということを含めまして、私は採択の立場であります。

○委員長（白石幹男君） そのほかないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから陳情第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（白石幹男君） 全員起立であります。

したがいまして、陳情第4号は採択すべきものと決定いたしました。

◎陳情第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長（白石幹男君） 次に、日程第14、陳情第5号 高齢者介護や障害福祉を支える職員の処遇改善のために、介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める陳情を議題といたします。
初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。
村上書記。

〔書記朗読〕

- 委員長（白石幹男君） これより審査に入ります。
なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などご自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
それでは、ご意見がありましたらご発言願います。
浅野委員。

- 委員（浅野貴之君） 採択に賛成であります。
介護、障がい福祉施設で働く職員の地位向上には大賛成であります。産別で見ても、著しく賃金が低いという現在の状況は異常であると言わざるを得ません。普通に働けば普通に暮らせる社会、これは労働者にとっても生活者にとっても大切であります。しっかりとこの業界での賃上げを目指し、そうした声を上げていくのは大変重要であると考えますので、本陳情には賛成するものであります。

- 委員長（白石幹男君） そのほかご意見ないですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから陳情第5号について採決いたします。
お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 委員長（白石幹男君） 起立全員であります。
したがいまして、陳情第5号は採択すべきものと決定いたしました。
-

◎閉会の宣告

- 委員長（白石幹男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。
なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。
これをもって民生常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午後 2時07分)